

千葉市プレコンセプション健診費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夫婦で将来の健康や妊娠・出産に備えて行う健康管理（以下「プレコンセプションケア」という。）に係る健診費用の一部を助成することで、今後のライフデザイン（将来設計）を考え、また必要な治療につながるきっかけとすることを支援する千葉市プレコンセプション健診費用助成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「健診」とは、プレコンセプションケアの一環として受診した健診のことをいう。

2 この要綱において、「夫婦」とは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定により届け出て法律上の婚姻をしている夫婦、または、事実婚関係にかかる申立書（様式第6号）により届け出を行っている者をいう。

3 この要綱において、「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(助成対象者)

第3条 健診費用の助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 健診開始日（健診が複数日にまたがる場合、また夫婦で異なる受診日の場合は、そのうち最も早い受診日）時点で夫婦であること。
- (2) 健診開始日において、夫婦のいずれか一方又は双方が本市に住民登録があること。
- (3) 健診開始日において、妻の年齢が40歳未満であること。
- (4) 夫婦がともに助成対象となる健診を受診していること。

(助成対象健診項目)

第4条 助成の対象となる健診は、次の各号のいずれにも該当する健診とする。

- (1) 対象者が医療機関で受けた医療保険各法の適用とならない健診のうち、プレコンセプションケアの一環として医師が必要と認めた一連の健診費用の自己負担額に対して助成するものとする。なお、助成対象とするのは、夫婦のいずれか一方又は双方が本市に住民登録がある日に実施した健診に係る初診料、再診料、必要な検査の実施にかかる費用、相談料及び本事業の申請に必要な文書料とする。
- (2) 第11条の規定により登録を受けている医療機関（以下「協力医療機関」という）で受けた健診とする。

2 他の地方公共団体及び本市の他助成事業からこの要綱に基づく助成と同趣旨の助成を既に受けている場合は、この要綱に基づく助成の対象外とする。

(助成額)

第5条 助成する額は、前条の健診に要した費用に2分の1を乗じて得た額（ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）とし、3万円を上限とする。ただし、予算の範囲内で助成するものとする。

（助成回数）

第6条 助成回数は、夫婦1組につき1回限りとする。

（助成の申請）

第7条 助成を受けようとする者は、健診開始日から起算して1年以内に、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業申請書（様式第1号）に、千葉市プレコンセプション健診受診等証明書（様式第2号）、医療機関発行領収書等、振り込み先に指定した口座が確認できるもの、また事実婚の場合には申立書を添えて市長に申請するものとする。

（助成の決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成をすることと決定したときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業承認決定通知書（様式第3号）により、助成しないことと決定したときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業不承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成をすることと決定したときは、助成する額を助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより助成金を支払うものとする。

（助成台帳）

第9条 市長は、前条の規定により助成を行ったときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業助成事業台帳（様式第5号）を作成し、助成状況を明確にしておくものとする。

（助成金の返還）

第10条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（協力医療機関）

第11条 本事業の対象となる協力医療機関を別表1の要件により定めるものとする。

（協力医療機関の申請及び決定）

第12条 医療機関が協力医療機関の登録を受けようとするときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関登録申請書（様式第7号）に記載し、別表1の1協力医療機関の基準（2）（3）の専門医であることが分かる書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した時は、その内容を審査し、適當と認めるとときは千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関決定通知書（様式第8号）を交付する。

（協力医療機関申請内容の変更）

第13条 協力医療機関がその名称、所在地等を変更する場合は、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関登録変更等届（様式第9号）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の登録変更等届を受理した時は、その内容を審査し、適當と認めるとときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関登録変更等受理通知書（様式第10号）を交付する。（登録の辞退）

第14条 協力医療機関が登録を辞退しようとする場合は、あらかじめ千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関登録変更等届（様式第9号）により、辞退する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更等届を受理した時は、その内容を審査し、適當と認めるときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関登録変更等受理通知書（様式第10号）を交付する。
(協力医療機関の取り消し)

第15条 市長は、協力医療機関から登録取り消しの申し出があったとき、協力医療機関が要件を欠くに至ったとき又は協力医療機関として不適當と認められるときは、千葉市プレコンセプション健診費用助成事業協力医療機関登録取消通知書（様式第11号）にて通知し、その決定を取り消すことができる。

(補足)

第16条 本事業は、医療保険各法の適用となる保険診療と医療保険各法の適用とならない保険外診療を組み合わせて行う混合診療を認めるものではない。

2 この要綱で定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1

基本的な考え方	
1 協力医療機関の基準	<p>(1) 千葉市に所在地を有し、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保健医療機関として登録されていること。</p> <p>(2) 男性の健診、助言・相談を実施する場合は、日本産科婦人科学会産婦人科専門医、日本泌尿器科学会専門医、日本性機能学会専門医のうち、いずれか1以上の資格保持者を配置していること。</p> <p>(3) 女性の健診、助言・相談を実施する場合は、日本産婦人科学会産婦人科専門医の資格保持者を配置していること。</p> <p>(4) 登録区分に応じた資格を有する者が助言・相談を行うこと。</p> <p>(5) 千葉市が指定する研修を受講し、当該健診の実施に必要な知見を有する医師を配置すること。</p>
2 協力医療機関の責務	<p>(1) 医療法の規定による管理者は、本表に定める協力医療機関の要件を満たし、安全・安心な医療の提供に係る責務を果たす必要について十分に理解していること。</p> <p>(2) 市が必要に応じて実施する現地調査に協力すること。</p> <p>(3) 本要綱の規定を順守し、本事業が円滑に実施されるよう市に協力すること。</p> <p>(4) 対象者に対して、実施する健診の説明を行い、健診を実施することの同意を得たうえで健診を行うこと。</p> <p>(5) 対象者の意向に寄り添う形で助言・相談を行うこと。</p> <p>(6) 申請内容に変更が生じた場合、速やかに市に届け出ること。</p>

